

第四次箕面市子どもプラン
(子ども・子育て支援事業計画)
の見直しについて
(案)

令和 6 年●月

箕面市

1. プランの位置付け

本プランは、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけ、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条の規定に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「自立促進計画」を一体的に策定しています。

2. 子ども・子育て支援事業計画の見直し

本プランの計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年となっており、子ども・子育て支援事業計画部分については、令和4年度（中間年）に過去の実績などを踏まえ、必要がある場合に見直しを行うこととされていますが、本市においては、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であったことから、令和4年度時点において見直しが必要かどうか判断ができなかったため、令和5年度に見直しの判断を実施しました。

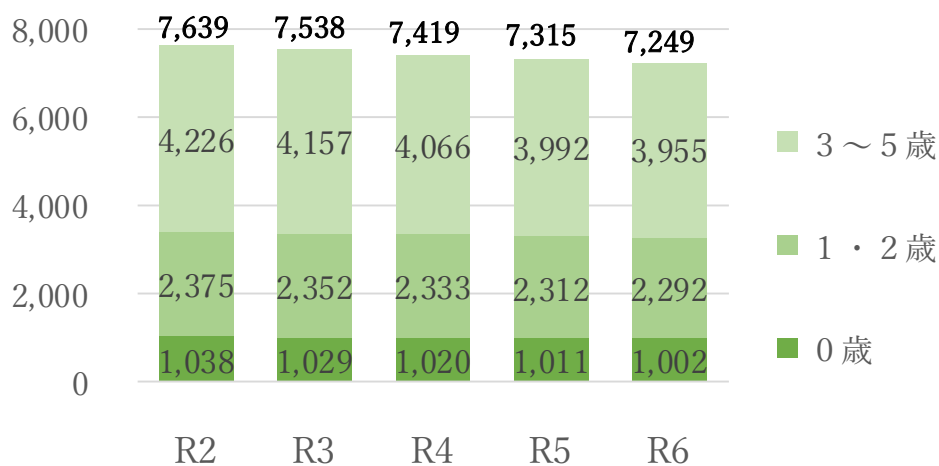
西暦	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
和暦	令和									
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	第四次箕面市子どもプラン									
				見直し		第五次箕面市子どもプラン(予定)				

3. 見直し①「就学前児童数の推計の見直しについて」

令和2年6月に策定した現行の事業計画において、令和6年度までの就学前児童数を推計していましたが、令和2年度から令和5年度までの実績値を踏まえ、令和6年度の推計を見直しました。

＜見直し前＞ ※第四次箕面市子どもプラン掲載値

就学前児童数の推計（見直し前）

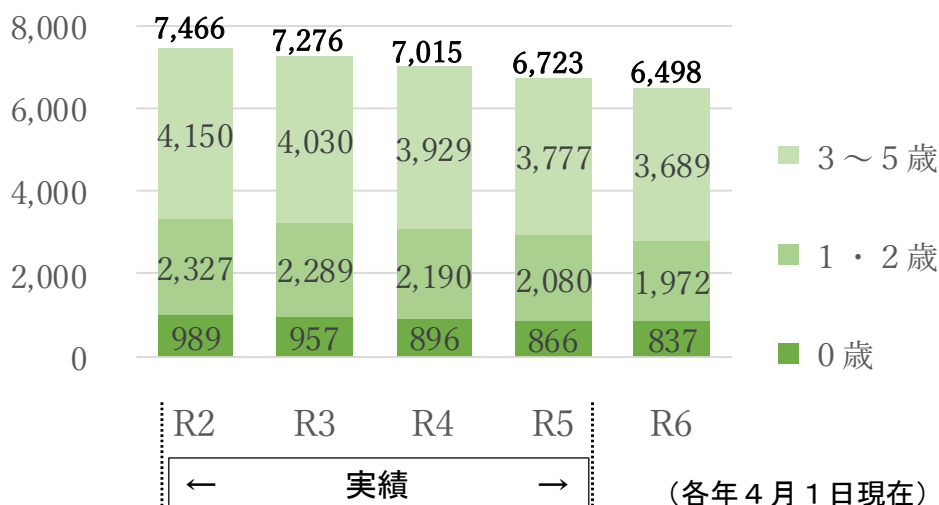


（各年4月1日現在）



＜見直し後＞

就学前児童数の推計（見直し後）



（各年4月1日現在）

4. 見直し②「保育・教育サービス量の見直しについて」

本編第4章「施策の展開」の第2項「保育・教育サービスの量的・質的充実」において、計画期間5年間の様々な推計を掲載しています。

その中で、国が見直しを要する基準とした内容は以下のとおりです。

①幼児教育・保育の必要量及び提供量

- ・令和3年4月時点の各認定区分ごとにおけるサービス量の見込みと実績値が10%以上乖離している場合

②地域子ども・子育て支援事業の必要量及び提供量

- ・量の見直しを行う必要があると判断された場合

以上を受けて、次のとおり事業計画を見直しました。

①幼児教育・保育の必要量及び提供量

各認定区分における令和3年4月時点の必要量の見込みと実績値の乖離割合は以下のとおりです。

<乖離割合>

認定 区分	区分	令和3年4月時点		乖離割合
		見込み	実績値	
3号	保育を必要とする0歳児	180	182	1.1%
	保育を必要とする1・2歳児	1220	1024	16.1%
2号	保育のみを必要とする3～5歳児	1609	1543	4.1%
	保育及び幼児教育を希望する3～5歳児	461	501	8.7%
1号	幼児教育のみを希望する3～5歳児	1901	1815	4.5%

3号認定の「保育を必要とする1・2歳児」において乖離割合が10%以上であったため、見直しを実施しました。

<見直し前>

保育を必要とする 1～2歳		R2	R3	R4	R5	R6
		推計値				
必要量 (①)		1,185	1,220	1,257	1,292	1,327
確 保 方 策	保育所	948	998	1,014	1,062	1,110
	認定こども園	69	69	75	75	75
	地域型保育事業	121	188	190	190	190
	合計 (②)	1,138	1,255	1,279	1,327	1,375
過不足 (②－①)		▲47	35	22	35	48

基準日：各年4月1日



<見直し後>

保育を必要とする 1～2歳		R2	R3	R4	R5	見直し R6
		実績値				推計値
必要量 (①)		1,057	1,024	1,058	1,120	1,117
確 保 方 策	保育所	931	929	936	938	976
	認定こども園	70	57	51	64	64
	地域型保育事業	109	112	123	127	127
	合計 (②)	1,110	1,098	1,110	1,129	1,167
過不足 (②－①)		53	74	52	9	50

基準日：各年4月1日

乖離した主な理由としては、以下の理由が考えられます。

- ・1～2歳の就学前児童数の実績値が推計値より減少したこと
- ・新型コロナウイルスの影響により、入園申請は行わず育児休業を延長する保護者が増加し、保育ニーズが減少したこと

なお、他の区分については、乖離割合が10%未満であることから、今回の見直しでは量の見直しは行いません。

＜その他の区分における必要量・提供量の実績値＞

当初値

		R2	R3	R4	R5	R6
		実績値				推計値
必要量 (①)	保育を必要とする 0 歳	143	182	169	167	181
	保育のみを必要とする 3～5 歳	1,447	1,543	1,637	1,659	1,768
	保育及び幼児教育を希望する 3～5 歳	504	501	559	599	475
	幼児教育のみを希望する 3～5 歳	1,977	1,815	1,651	1,466	1,485
確保方策 (合計) (②)	保育を必要とする 0 歳	187	200	195	192	346
	保育のみを必要とする 3～5 歳	1,579	1,653	1,688	1,668	1,916
	保育及び幼児教育を希望する 3～5 歳	504	501	559	599	475
	幼児教育のみを希望する 3～5 歳	1,977	1,815	1,651	1,466	1,873
過不足 (②－①)	保育を必要とする 0 歳	44	18	26	25	165
	保育のみを必要とする 3～5 歳	132	110	51	9	148
	保育及び幼児教育を希望する 3～5 歳	0	0	0	0	0
	幼児教育のみを希望する 3～5 歳	0	0	0	0	388

基準日：各年 4 月 1 日

②地域子ども・子育て支援事業の必要量及び提供量

新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績や今後のニーズの想定が困難であることから、今回の見直しでは量の見込みの見直しは行いません。